

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年1月21日
豊田市長 太田 稔彦

市町村名 (市町村コード)	豊田市 (23211)	
地域名 (地域内農業集落名)	豊田地区 (一区、二区、三区、四区、小坂、三軒屋、樹木、梅坪、西山、宮口上、宮口一色、宮口新田、本地新田、本地本郷、千足、土橋、金谷、下市場、下林、長興寺、今、西山室、深田山、東田、前山、新生町、釜ヶ前、西衣)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・後継者不足で貸出を希望している自作農家について、担い手への更なる集積・集約化が必要。 ・形状や農道等整備不十分な農地への対応が課題。
--

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・農業をリタイア・経営転換する人及び担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人に対しては、農地中間管理機構への貸付けを推進していく。 ・継続的に豊田地区の営農を維持していくため、引き続き経営体への集積を進め、若手後継者の育成に取り組んでいく。 ・逢妻地区においては複数の経営体が耕作しているため、耕作のエリア調整を進め、作業効率向上を図っていく。一方、御幸・前田地区については、農地の基盤整備が十分でなく、宅地化も進んでいるが、継続的な営農ができるよう調整を図っていく。 ・菜種などを使った加工品のほか、鶏卵などの加工、販売に取り組む動きもあり、6次産業化を推進していく。 ・畜産を営む経営体も多いため、より一層の耕畜連携を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	569.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	316.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を基本とし、農用地の利用状況や支援制度の活用状況等を踏まえて設定する。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
今後も農地の利用集積による経営規模の拡大を促進する。また、農地利用最適化推進委員会を中心に作業効率向上を目的としてエリア調整を図り、集団化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
新たな貸付けは農地中間管理機構を介した転貸とする。また、現行の相貸についても更新を機会に農地中間管理機構を介した転貸とする。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農業用施設の老朽化等の進行状況により、国・県・市の整備事業を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
県・市及びJAと連携し新規就農者の情報収集を行い、担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
水稻苗の育苗や粃の乾燥調製等について、担い手の意向により農業協同組合を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--